

愛知自治体キャラバン実行委員会

代表者 森谷 光夫 様

武豊町長 粕山芳輝
(公印省略)

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての回答書

【陳情事項】 —★印が懇談の重点項目です—

【1】自治体の基本的あり方について

- ①憲法、地方自治法などをふまえて、住民1人1人が人間としての尊厳が保障され、健康で文化的な生活を送れるように自治体の施策を進めてください。

法令に沿って事業を推進していきます。

- ②「住民の福祉の増進を図る」という地方自治の目的に沿って、国の施策に左右されることなく、住民の利益への奉仕を最優先してください。

関係法令等に基づいて、住民の福祉の増進を図っていきます。

- ★③徴税を強める愛知県地方税滞納整理機構については、徴税は自治体の業務であることをふまえて、滞納整理機構に税の徴収事務を移管しないでください。参加していない市町村は今後とも参加しないでください。税滞納世帯の解決は、住民の実情をよくつかみ、相談にのるとともに、地方税法第15条(納税緩和措置)の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。

徴収にあたっては、滞納者と面談し、できる限り生活状況の把握に努めることが大切であると考え、一括納付が困難な納税者に対しては、事情に応じて、分割納付にも応じていますし、納税緩和措置についても法の規定により、公平かつ適正に行うことにしています。

【2】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 生活保護について

- ★①生活保護の相談・申請にあたっては、憲法第25条および生活保護法第1条・第2条に基づいて行い、申請書を渡さない、親族の扶養について問いただすなどして相談者・申請者を追い返す、違法な「水際作戦」を行わないでください。生活保護が必要な人には早急に支給してください。。

関係法令等に基づいて適切に対応していきます。

- ②埼玉県三郷市での裁判判決も踏まえ、申請権を保障してください。申請時に、違法な助言、指導実態を無視した就労指導の強要はしないでください。就労支援の一環として自治体で仕事を確保してください。また、枚方市自動車裁判判決をふまえ、生活および仕事で自立のために必要な場合は保有を認めることを「しおり」等に記載してください。

関係法令等に基づいて適切に対応していきます。

町で直接仕事を確保することは現在のところ考えていません。

自動車の保有について、特別な事情がある場合は担当者に相談するよう、「生活保護のしおり」に記載しています。

- ★③国による生活保護費の引き下げに対しては、自治体の責任で受給者の生存権を守る措置を

講じてください。。

現行の生活保護制度の範囲内で適切に対応していきます。

④就労支援や生活指導を個別に丁寧に行うために、ケースワーカーなど専門職を含む正規職員を増やしてください。担当者の研修を充実してください。

現状の体制で対応していきます。

⑤弱者の生存権侵害につながりかねない警察官OBの生活保護申請窓口等への配置はやめてください。

現在のところ考えていません。

★⑥国による生活保護費の引き下げに対して、生活保護費と連動する諸施策の基準引き下げが起こらないよう措置を講じてください。

今後の国の動向を注視するとともに、関係法令等に基づいて適切に対応していきます。

2. 安心できる介護保障について

(1) 介護保険について

①一般会計からの繰り入れで介護保険料を引き下げてください。なお、介護保険料段階は、多段階に設定して、低所得段階の倍率を低く抑え、応能負担を強めてください。

介護保険料の段階については、10段階と特例2段階の12段階で設定しています。

★②低所得者に対する介護保険料の減免制度を実施・拡充してください。

現行のとおり、減免制度を実施します。

★③低所得者に対する利用料の減免制度を実施・拡充してください。

現行のとおり、低所得者介護制度等利用負担扶助事業を実施します。

④介護保険による介護予防サービス及び地域支援事業を充実してください。要支援者を介護保険からはずす「介護予防・日常生活支援総合事業」は実施しないでください。

総合事業の導入については、近隣の動向等を勘案し、調査研究を行います。また、介護予防サービス等につきましては、引き続き充実に努めます。

⑤行き場のない高齢者をなくすために施設の基盤整備については、民間の高齢者サービス住宅等より特別養護老人ホームや小規模多機能施設など施設・居住系サービスを大幅に増やしてください。基盤設備が円滑に進むよう、低所得者・医療依存度の高い利用者の入所が確保できるよう助成制度を設けてください。

施設整備等の基盤整備は、第5期介護保険事業計画に基づき進めます。また、低所得者には、引き続き、低所得者介護制度等利用負担扶助事業を行います。なお、医療依存度の高い入所者に係る助成制度については、現在のところ考えておりません。

⑥地域包括支援センターを中学校区毎に設置し、最低1カ所は市町村直営としてください。また委託されたセンターの職員が責任もって働き続けられるよう委託費を引き上げてください。

人口・地理的条件等により、生活圏域を町全体で1圏域と定め、地域包括支援センターも1箇所を設置し、総合相談体制の充実を図るために町社会福祉協議会に事業委託しています。委託費は、事業の推進を図る為、適正な計上に努めます。

⑦介護・福祉労働者を確保するために、適正な賃金・労働条件および研修について、財政的な支援をしてください。

現行制度の中で介護職員処遇改善加算の給付を実施します。

(2)高齢者福祉施策の充実について

- ①高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般会計で実施してください。
★ア.ひとり暮らし、高齢夫婦などへの安否確認や買い物など多様な生活支援の施策を充実してください。

現行制度で実施します。

- ★イ.高齢者や障がい者などの外出支援のため地域巡回バスや福祉バスなどの施策を充実してください。

地域巡回バスを実施しています。

ウ.宅老所、街角サロンなどの高齢者の集まりの場への助成金制度を拡充し、高齢者がねたきりにならないよう多面的な福祉施策を実施してください。

憩いのサロン事業を推進します。

エ.高齢期になっても住み続けることができるバリアフリーの高齢者住宅を公営で整備してください。

公営の高齢者住宅の整備は考えていません。

- ②配食サービスは、最低毎日1回は実施し、助成額を増やし自己負担額を引き下げてください。また、閉じこもりを予防するため会食(ふれあい)方式も含め実施してください。

配食サービスを食費に係る実費のみで実施しています。

- ③住宅改修費、福祉用具購入費、高額介護サービス費の受領委任払い制度を実施してください。

住宅改修費、福祉用具購入費の受領委任払い制度を実施しています。

★(3)障がい者控除の認定について

- ①介護保険のすべての要介護認定者を障がい者控除の対象としてください。

現行制度で実施します。

- ②すべての要介護認定者に「障がい者控除対象者認定書」または「障がい者控除対象者認定申請書」を個別に送付してください。

要介護認定者のうち、障害者控除の対象になる方に、証明書を送付しています。

3. 福祉医療制度について

- ★①福祉医療制度(子ども・障がい者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。

現行制度で実施していきます。

- ②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。

現行制度で実施していきます。

- ③障がい者医療の精神障がい者への補助対象を、一般の病氣にも広げてください。

平成25年1月より、精神障害者手帳1・2級所持者を対象に全疾患助成に拡大いたしました。

- ④後期高齢者医療対象者のうち住民税非課税世帯の医療費負担を無料にしてください。当面、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。

医療費負担については、現行制度で実施していきます。

平成25年4月より、自立支援医療受給者証(精神通院)所持者を、後期高齢者福祉医療の対象者に加え、精神疾患通院分の自己負担額を助成しています。

4. 高齢者医療などの充実について

- ①後期高齢者及び国保の高額医療・高額介護合算療養費は、該当者に個別に申請書を送付してください。

後期高齢者については、愛知県後期高齢者医療広域連合より、個別に該当者へ支給申請のお知らせを送付しています。国保の高額医療・高額介護合算療養費の申請は、該当者へ個別に案内ハガキを送付しています。

- ②後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対し、生活実態を無視した保険料の徴収や差押えなどはしないでください。また保険証の取り上げ・資格証明書の発行をしないでください。短期保険証は、発行しないでください。

保険料滞納者には、納付相談のうえ分割納付を勧めています。

短期被保険者証及び資格証明書については、県の要綱に基づき実施していきます。

5. 子育て支援などについて

- ①妊産婦健診は、初回の健診はもちろんのこと、産前14回、産後1回を無料で受けられる恒久的な制度にしてください。

県内の医療機関で、無料で受診できる妊婦健康診査受診票を14枚、産婦健康診査受診票を1枚交付すると共に、県外での里帰り出産をされる妊産婦へ、償還払い制度をしています。今後もできる限り継続実施したいと考えています。

- ★②就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯までとしてください。生活保護基準引き下げにより、現在の対象者が縮小とならないようにしてください。申請の受付は、学校だけでなく市町村の窓口でも受け付け、申請手続きに民生委員の証明が必要な場合はなくしてください。また、年度途中でも申請できることを周知徹底してください。支給内容を拡充してください。

現行制度で実施していきます。申請書の受付は市町村の窓口でも受け付けています。また、民生委員の証明は必要ありません。

町の広報紙やホームページで周知していますが、明文化に努めています。

- ③義務教育は無償の立場から学校の給食費は無料にしてください。

現行制度で実施していきます。

- ④放射線被ばくから子どもを守るため、食の安全管理を万全にしてください。

学校につきましては、地産地消を基本に食材を調達しています。調達する食材の産地は、武豊町産を最優先に、次に知多半島産、愛知県産、国産、最後に海外としています。納入業者にも十分に説明をしています。また、やむを得ず放射能汚染の虞のある地域(東北地方始め16都県)の食材を使用する場合は、放射能検査を実施し安全の確認をしています。

- ⑤女性、特に妊産婦や高齢者に配慮した避難所に改善してください。

避難所用資材としてプライバートルーム(授乳・着替用等で使用)・障がい者対応の仮設トイレを備蓄しています。少量ですが、大人用のおむつ等の備蓄をしています。今後も、災害弱者へ配慮した避難所の整備を検討していきます。

⑥児童虐待の早期発見に努め、重大事故とならないよう、防止対策を講じてください。そのため必要な職員を増やしてください。

担任が児童や保護者との相談・連絡を密にして、早期発見に努めています。職員については、現状の体制で対応していきます。

6. 国保の改善について

★①国民健康保険制度の都道府県単位化に反対してください。

県下一斉の事業なので、単独での行動はできないと考えます。

★②保険料(税)について

ア.これまで以上に一般会計からの繰り入れを行い、保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料(税)に引き下げてください。

被保険者は年々増加し、使われる医療費等も増え、運営自体も大変厳しい状況になって来ています。一般会計からの繰入もこれ以上、厳しい状況から、加入世帯には給付と負担の適正化を考えて賦課をしています。減免制度については、現行制度を継続します。

イ. 18歳未満の子どもについては、均等割の対象としないでください。当面、一般会計による減免を実施してください。

現在は考えていません、現行制度を継続します。

ウ. 前年所得が生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対する減免制度を設けてください。生活保護基準引き下げにより、現在の対象者が縮小とならないようにしてください。

現在は考えていません、現行制度を継続します。

エ. 所得減少による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にしてください。

現在は考えていません、現行制度を継続します。

★③保険料(税)滞納者への対応について

ア. 資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、18歳年度末までの子どものいる世帯、母子家庭や障がい者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。なお、義務教育修了前の子どもについては、窓口交付だけでなく、郵送も含め1枚も残すことなく保険証を届けてください。

資格証世帯であっても 18 歳未満の年度末まで短期証を交付しています。また、国民健康保険法第 9 条の規定に基づき実施していきます。

イ. 滞納者に対し給付の制限をしないでください。滞納があっても施行規則第1条「特別な事情」であることを申し出れば保険証を即時発行してください。

給付制限は行っていません。「特別な事情の届」が提出された時は、審査会で協議し保険証を交付しています。

ウ. 保険料(税)を支払う意思があって分納している世帯には正規の保険証を交付してください。万一「短期保険証」を発行する場合でも、有効期限は最低6カ月としてください。

国民健康保険法第 9 条の規定に基づき短期保険証を交付していきます。

エ. 保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料(税)の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。また、無保険者の調

査を実施してください。

生活実態を無視した徴収や差押などは行っていません。

④一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対しても実施してください。生活保護基準引き下げにより現在の対象者が縮小とならないようにしてください。また、一部負担金の減免制度を行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど住民に制度を周知してください。

「武豊町国民健康保険医療費一部負担金減免等事務取扱基準」により実施します。

7. 障がい者・児施策の拡充について

①障がい福祉サービス・自立支援医療・補装具の利用料負担、施設での食費・水光熱費などの自己負担、市町村が行う地域生活支援事業の利用料負担を、課税世帯を含めてなくしてください。

現行制度で実施します。

②訪問系サービス、移動支援の支給時間は、余暇利用を含めて障がい者・児が必要とする時間を支給してください。

現行制度で実施します。

③移動支援は、通所・通学にも利用できるようにしてください。

現行制度で実施します。

★④65歳以上の障害者や16疾病のある40歳以上の障害者が、それまでの生活を維持・継続できるよう介護保険サービスを一律に優先させることなく、本人意向にもとづいた障害福祉サービスが利用できるようにしてください。

介護保険サービスを一律に優先させることなく、状況を勘案して支給決定しています。

★⑤65歳以上の障害者や16疾病のある40歳以上の障害者が障害福祉サービスから切り替えられる介護保険サービスの利用料を、障害者総合支援法の軽減措置と同様に、住民税非課税世帯からの利用料徴収をやめてください。

住民税非課税世帯については、町独自の助成制度を設けております。

⑥避難所のバリアフリー化をすすめてください。集団での避難生活が困難な障がい者・児、特別な介護を含む援助が必要な障がい者・児や高齢者を対象とした、個室対応も可能とする福祉避難所を設置してください。

福祉避難所は5箇所指定しております。

⑦地域の防災関係者が「災害時要援護者」の情報共有ができるようにするとともに、一定の条件の下に、障がい者団体や支援団体等にも情報を開示してください。また、地域での情報喪失も想定し、福祉圏域間での共有、県との共有を考えてください。

災害時要援護者の情報については、本人の同意を得て、自治区、民生委員、社会福祉協議会、消防署等と共有化を図っています。

8. 健診事業について

①特定健診、がん検診、歯周疾患検診は、年1回無料で受けられるようにしてください。また、対象者へ個別通知をしてください。

特定健診は、5～7月に個別健診と集団検診を併用して無料で実施しています。また、がん検診・歯周疾患検診については、節目年齢の方を対象に勧奨し無料で実施しています。

②40歳未満の住民を対象に、特定健診に準じた一般健康診査を、年1回無料で受けられるようしてください。

18歳～39歳の健診機会のない方を対象に、年1回集団検診で実施しています。

9. 予防接種について

★①水痘(みずぼうそう)、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、B型肝炎、ロタウィルスワクチンの任意予防接種に助成制度を設けてください。

現在は考えていませんが、国や県の動向を注視してまいります。

★②高齢者用肺炎球菌ワクチンの任意予防接種の助成を増額してください。

現行制度(自己負担金4000円助成金4000円)で実施してまいります。

③妊娠を希望する夫婦及び妊婦の夫を対象とした風疹ワクチン接種は、無料で受けられるようしてください。

今年度は緊急措置として半額助成で実施しました。

【3】国および愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書

- ①平均6.5%とされる生活保護基準の引き下げは行わないでください。生活保護申請者を役所の窓口で追い返す「水際作戦」を合法化し、親族の扶養を要件にし、孤立死、餓死を増大させる生活保護法の「改正」をしないでください。
- ②消費税増税を中止してください。
- ③年金2.5%切り下げをやめてください。高齢者も若い人も共に役立つ最低保障年金制度をつくってください。当面、国庫負担部分の3.3万円をすべての高齢者に支給し、無年金者を無くしてください。社会保険庁職員の分限免職をすべて取り消してください。
- ④国民健康保険の都道府県運営化は行わず、国庫負担を増額してください。70～74歳の医療費の窓口負担2割への引き上げをしないでください。医療保険の患者負担を軽減してください。また、後期高齢者医療制度を廃止し、元の老人保健制度に戻してください。
- ⑤介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。軽度者外しはやめてください。生活支援の「45分」への時間短縮を元に戻してください。介護・福祉労働者の待遇を改善し、働き続けられるようにしてください。
- ⑥子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で創設してください。現物給付による子どもの医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額しないでください。妊娠婦健診の補助金を拡充し、恒久措置としてください。
- ⑦東日本大震災で明らかとなった公立病院・公的病院の役割が充分發揮されるよう、病院の統廃合・病床削減をやめて、ペナルティーなしの地域医療再生のための交付金を支出してください。また、地域医療充実につながるような診療報酬改定を行ってください。
- ⑧障がい者・児が生きるために必要な福祉・医療制度の利用料負担、実費負担を撤廃してください。障がい福祉サービス利用者が、介護保険で要支援と認定された場合、従来の障害福祉サービス利用が大きく制限されることなどから、介護保険制度を優先する仕組みを改め、障がい者本人の必要性に応じて障がい者施策と介護保険制度を選択できるようにしてください。
- ⑨高齢者用肺炎球菌、水痘(みずぼうそう)、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、B型肝炎、ロタウィルスワクチンの任意予防接種を定期接種としてください。

2. 愛知県に対する意見書・要望書

(1) 福祉医療制度について

- ①福祉医療制度(子ども・障がい者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。
- ②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。
- ③障がい者医療の精神障がい者への補助対象を、一般の病気にも広げてください。
- ④後期高齢者医療対象者のうち住民税非課税世帯の医療費負担を無料にしてください。当面、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。

(2) 県民の医療を守るために

- ①後期高齢者医療制度について
 - ア. 後期高齢者医療制度を選択しない65～74歳の障がい者にも、障がい者医療費助成制度を適用してください。
 - イ. 後期高齢者の健康診査事業に県として補助金を出してください。
- ②国民健康保険への県の補助金を増額してください。
- ③障害福祉サービス・自立支援医療・補装具の利用料負担、施設での食費・水光熱費などの実費負担、市町村が行う地域生活支援事業の利用料負担を無くす補助制度を創設してください。
- ④コロニー中央病院を障がい者・児の専門医療機関として拡充してください。また、県東部地域にも同様の医療機関を設けてください。

(3) 医療提供体制の充実のために

- ①南海トラフ巨大地震に対し、県内の災害時医療体制を確立・充実してください。とりわけ、災害拠点病院がその機能を発揮できるように、財政的援助も含め充実してください。
- ②平均在院日数の短縮を名目とした機械的な退院の押し付けや在宅化はやめてください。
- ③補助金の充実も含めて、救急医療体制の充実をはかってください。
- ④県立病院については、民間病院や他の公立病院との機能分担、役割分担ではなく、県民医療全体に対する役割を堅持し、より一層充実させてください。
- ⑤厚労省通知「看護師等医療従事者の『雇用の質』の向上のための取組について」に基づいて看護師等医療従事者の勤務環境の改善を図るとともに、看護師の大幅増員を図ってください。

3. 愛知県後期高齢者医療広域連合に対する意見書・要望書

- ①愛知県に健康診査事業への補助を増額するよう要請してください。
- ②低所得者に対する保険料および一部負担金の独自の減免制度を設けてください。
- ③保険料滞納者への保険証取り上げ・資格証明書の発行は行わないでください。
- ④高齢者用肺炎球菌ワクチンへの助成を増額してください。
- ⑤後期高齢者医療制度に関する懇談会の委員に公募枠を設けてください。

それぞれの意見書・要望書について、国や県の動向を注視し、関係団体等と連携を図りながら必要な要望をしていきます。

以上